

農業用施設賠償責任保険の概要

1. 農業用施設賠償責任保険とは

土地改良法に定められた用排水路、ため池及び農道等（以下「農業用施設」という。）において、思わぬ事故が発生し、人が死傷したり物が破損した場合、管理者である国・県・市町村・土地改良区等は、被害者やその遺族から管理ミスを理由に治療費や慰謝料を請求されることがあります。このような時に生じる損害賠償を保険金としてお支払いする保険です。

2. この保険の対象となる事故の例

たとえば次のような事故がこの保険の対象となります。

- (1) 用排水路、ため池等の周りの安全柵が不完全であったため、子供が入り込み転落して水死またはケガをしたようなケース。
- (2) 農道の管理が不完全であったため、走行中の車がハンドルをとられ横転し、運転者が死傷したようなケースなど。

3. この保険でお支払いする損害

- (1) 前記、2のような事故により、土地改良区等が法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の治療費および慰謝料・修理費用等
- (2) 事故発生後、その損害の防止軽減に必要な費用
(応急手当、護送等の費用を含みます。)
- (3) 訴訟、仲裁、和解または調停について支出した費用
(事前に損保ジャパンの承認が必要です)

事故が発生しこの保険を適用するにあたり、保険会社は被保険者の事故内容の報告書と事故内容に応じて現場検証等を行い査定、協議の上支払いを行います。

4. お支払いできない主な損害

- (1) 契約者、被保険者の故意による賠償責任
- (2) 地震、洪水、津波等の自然災害、および戦争、暴動、その他政治的または社会的騒じょうに基づく賠償責任
- (3) 被保険者と第三者の間に予め損害賠償に関し特別な取り決めがあった場合、その取り決めに基づいて加算された賠償責任
- (4) 施設の建設、改築、修理等の工事に起因して負担する賠償責任
- (5) 被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機または自動車等に起因して負担する損害賠償
- (6) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に基づく賠償責任

- (7) 農薬、肥料カドミウム、イオウ、銅石油物質、浮遊物質等によるかんがい用水の汚染
に起因する賠償責任 など

5. 補てん限度額および保険料

別紙加入依頼書のとおり

6. ご契約手続き

(1) この保険の契約者および被保険者

保険契約者 新潟県土地改良事業団体連合会

被保険者 連合会の会員である土地改良区（連合）および市町村等

(2) 保険期間

令和7年4月20日より1年間

(3) 保険料の払い込み方法

別紙加入依頼書により計算された保険料を令和7年4月11日（金）必着で下記連合会の口座に振込いただきます。

第四北越銀行 新潟駅南支店 普通預金 787755

口座名義 新潟県土地改良事業団体連合会

※ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

7. 引受保険会社

新潟市中央区万代1丁目4番33号

損害保険ジャパン株式会社 新潟支店新潟支社

8. 加入依頼書送付先

〒950-8718 新潟市中央区長潟 138 番地

新潟県土地改良事業団体連合会 総務部 会計支援室 あて

電話 025-286-1111 / FAX 025-286-2521

9. 事故が発生した場合の連絡先

上記、申込受付担当課（8. 加入依頼書送付先）と同様